

公益財団法人 富士吉田スポーツ協会会長表彰規程

第 1 条 この規程は、公益財団法人富士吉田スポーツ協会（以下本協会という。）の発展に寄与した顕著な者に対して表彰するものである。

第 2 条 この規程に該当する者は、本協会傘下の競技団体に所属している者とする。

第 3 条 各競技団体は、表彰を受けようとする者が出た場合には、所定の様式に必要事項を記入し、事務局へ提出する。

第 4 条 次に該当する場合、表彰の対象となる。

- (1) 本協会の振興に多大に寄与し、実績を認められた者。
- (2) 表彰される者の年齢は、満 45 歳以上とする。
- (3) 各競技団体で正副会長、正副理事長、もしくは理事相当職歴 10 年以上の者とする。
- (4) その他、本市の体育振興に多大なる功績をあげたと認める者。

第 5 条 表彰者の選考は、本協会の加盟団体及び事務局から推薦した候補者について、表彰者選考委員会（正副会長、専門部長で構成する。）がおこなう。理事会に報告する。

第 6 条 表彰は、表彰状及び記念品（メダル・額）を贈ってこれを行い、表彰状は会長名とする。

第 7 条 表彰は毎年 1 回、懇親会の席上において行う。

第 8 条 この規定の改廃は理事会においておこなう。

附 則 この規程は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

平成 26 年 5 月 15 日一部改正

令和 2 年 4 月 1 日一部改正

第4条の解釈として、基本は1～3号全てに当てはまるものとし、当てはまらない場合の特例措置として4号を適用する。（平成26年5月1日会長表彰選考会議議事録より）